

料金表Ⅱ 2年契約

第 1 条 (2年契約の定義)

2年契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、J:COM ガス supplied by 京葉ガス ガス小売供給約款（以下、「本約款」といいます。）に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

2 2年契約の条件を承諾できない契約者は、2年契約に申し込むことはできません。

3 2年契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。

4 2年契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。

ただし、In My Room 特別プラン（電力・ガスセットを含みます。）の場合は、契約が成立した後の最初の契約期間が満了したときに、2年契約の契約期間が終了します。この場合も、契約者からの申出が無い限り、サービス提供の契約の終了とはならず、契約者は、同条件でのサービスの提供を受けることができます。

5 当社が定める2年契約は 1 世帯につき 1 契約になります。

6 J:COM ガス supplied by 京葉ガス 定義書の締結者が2年契約に申し込む場合には、別の約款や規約等に定める2年契約に同時に申し込むことが必要です。

第 2 条 (当社が2年契約を承諾しない場合)

当社は、以下のいずれかに該当する場合、2年契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款に定める第 8条のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (3) ハートフルプランの契約者

第 3 条 (サービス内容の定義)

2年契約の契約者は、J:COMサービスの月額利用料に下記の表に定める割引額を適用します。

割引額
100 円 (税込110円)

第 4 条 (2年契約の解除について)

2年契約から標準契約に変更する場合は2年契約の解除に当たります。
当社が2年契約に定めるサービスの利用停止を行う場合には、2年契約の解除に当たります。
いかなる場合でも契約解除の際は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

第 5 条 (更新の定義)

当社は、2年契約の更新について、以下のように定めます。

- 更新日は、2年契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。
- 更新期間とは、2年契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第 6 条 (最低利用期間)

当社は、2年契約の締結をした場合には、最低利用期間を適用しません。